

## 特許法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 特許法第八十六条第三項本文の規定に基づき証明等を制限する情報として、開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報を定めること。

第二 特許法第八十六条第三項ただし書の規定に基づき証明等の制限の例外となる場合として、通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求する場合を定めること。

第三 通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について証明等を請求する場合の手数料の額を定めること。

第四 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録をする原簿として特許仮実施権原簿を創設すること。

第五 仮専用実施権及び仮通常実施権について職権により登録する事項を定めること。

第六 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録の申請書の記載事項を定めること。

第七 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録の申請を却下する場合を定めること。

第八 専用実施権又は通常実施権の登録の申請書の記載事項から、対価の額を削除すること。

第九 その他関係規定の整備を行うこと。

第十 この政令の施行期日は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）とする

。〽。